

(電子メール施行)
教体第1922号
令和2年3月19日

各市町組合教育長 様

兵庫県教育長

春季休業中の学校運営について

県立学校においては、国からの通知及び県内における感染状況を踏まえ、春季休業中は、別添写しのおおりの方針で学校運営を行うよう県立学校長あてに通知しましたのでお知らせします。

つきましては、県立学校の対応を参酌してご対応いただきますようお願いいたします。

感染者数は、一時的な増減こそあれ、当面、増加傾向が続くと予想され、依然として警戒を緩めることはできないと考えています。このことを踏まえ、臨時休業期間を終了し春季休業期間に入っても、新型コロナウイルス感染症対策を遺漏なく行うようお願いいたします。